

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
居住支援業務

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
主たる事業所の所在地	むつ市中央一丁目8番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	遠藤雪夫
電話番号	0175-33-3023

2 本会における当該業務に係る実施事業

事業の名称	心配ごと相談所事業
所在地	むつ市中央一丁目8番1号 むつ市社協内「心配ごと相談室」
電話番号	0175-22-2731

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	この相談所は、ひろく住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、指導を行って地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。
業務の内容	(1) 市民の日常生活のあらゆる相談の受け (2) 相談者への助言と指導 (3) 相談所の運営に関する事項 (4) 相談技術及び知識の習得に関する事項 (5) 相談ケースの研究に関する事項 (6) 結婚相談に関する事項 (7) 高齢者や障害者等、住宅の確保に配慮を必要とする方々からの住宅相談に対応し、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供と、見守りなどの生活支援を行う。
相談員及び職員は、県社協等の関係機関が実施する相談技法の向上に関する研修会等へ積極的に参加し、相談対応技術の向上に努めるものとする。	

4 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	(1) 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日までを除く。 (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。 ※ 上記のうち、月曜日の10:00~15:00までを一般相談員が、他の時間帯・曜日においては社協職員が対応する。
-----------	---

5 利用料その他の費用の額

利用料その他の費用の額	無料
-------------	----

6 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	むつ市内全域
------------	--------

7 地方公共団体及び住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携体制

住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員である社会福祉法人青森県社会福祉協議会と連携し、相談者への家賃債務保証制度等、必要な制度の利用をすすめるとともに、むつ市住宅関係部局との連携を図り、住宅確保要配慮者への支援が速やかに行えるような体制の構築に努める。